

平成十五年政令第三百二十九号

独立行政法人水資源機構法施行令

内閣は、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）及び同法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 業務の実施方法（第二条―第十七条の四）

第三章 業務の実施に要する費用（第十八条―第四十二条の三）

第四章 水資源債券（第四十三条―第五十二条）

第五章 補助金（第五十三条・第五十四条）

第六章 雑則（第五十五条―第五十八条）

附則

第一章 総則

（特定施設）

第一条 独立行政法人水資源機構法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める施設は、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第八条の規定による河川工事としてその新築又は改築が行われる施設とする。

第二章 業務の実施方法（事業実施計画の記載事項）

第二条 法第十三条第一項の事業実施計画には、当該事業実施計画に係る法第十二条第一項第一号の業務に関し、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事業の名称
- 二 事業の目的
- 三 施設的位置及び概要
- 四 貯水、放流、取水又は導水に関する計画
- 五 かんがい排水に係る業務にあつては、その受益地の区域
- 六 工期
- 七 費用及びその負担方法
- 八 その他業務に関する重要事項

第三条 法第十三条第三項の規定による意見の聴取及び同意は、書面により行わなければならない

いものとし、土地改良区にあつては、その同意の書面には、同条第四項の規定による総会又は総代会の議決があつたことを証する書面及び同項の三分の二以上の同意を得たことを証する書面が添付されていなければならないものとする。

第四条 法第十三条第四項の規定による同意は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるものをいう。）により行わなければならないものとする。

第五条 法第十三条第四項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 当該改築に係る施設を利用して現に流水をかんがいの用に供する者が、当該改築を行った後においても、引き続き当該施設を利用して流水をかんがいの用に供することができること。
- 二 当該改築を行うことにより、法第十六条第一項又は第二項の施設管理規程について第十三条第二号に掲げる事項その他管理に関する重要事項で主務大臣が定めるものの変更を要することとならないこと。
- 三 当該改築に係る施設を利用して現に流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該土地改良区が当該施設の管理に現に要する費用及び当該改築を行わないものとすれば当該施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。
- イ 当該改築に要する費用
- ロ 当該改築を行った後の当該施設の管理に要する費用

第六条 法第十三条第五項又は第十四条第三項の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

（事業の廃止時の協議等の内容）

第七条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、法第十三条第六項の規定により協議し、及び認可を受けようとするときは、費用及びその負担方法その他事業の廃止に関する重要事項を明らかにしてしなければならない。

（事業の廃止に関する意見の聴取及び同意の方法）
第八条 法第十三条第七項の規定による意見の聴取及び同意は、書面により行わなければならないものとする。

第九条 削除

（国庫納付金）

第十条 法第十四条第八項の規定により機構が国庫に納付しなければならない金額（次項において「国庫納付金」という。）は、同条第三項に規定する国の水資源開発事業であつて同条第四項の規定により機構がその業務として行うこととなつたもの（以下「機構が承継した国の水資源開発事業」という。）を行うにつき国が要した費用として行うこととなる前に国が一般会計において支出したものを（国庫が負担すべきものを除く。）について算定される法第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定による負担金の額とする。

2 国庫納付金の納付の方法は、主務大臣が国土交通大臣及び財務大臣と協議して定める。

（操作特定施設）

第十一条 法第十六条第一項の政令で定める特定施設は、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第八条各号に掲げる施設に該当するものとする。

（操作特定施設に係る施設管理規程に関する協議）

第十二条 操作特定施設に係る施設管理規程を作成し、又は変更しようとする場合における法第十六条第一項の規定による関係都道府県知事又は関係都道府県知事及び関係市町村長との協議は、河川法第四条第一項に規定する一級河川の操作特定施設に係るものにあつては関係都道府県知事と、同法第五条第一項に規定する二級河川の操作特定施設に係るものにあつては関係都道府県知事及び関係市町村長とするものとする。

（施設管理規程の記載事項）

第十三条 法第十六条第一項又は第二項の施設管理規程には、当該施設管理規程に係る法第十二条第一項第二号の業務に関し、操作を伴う施設に係るものにあつては次に掲げる事項、その他の施設に係るものにあつては第一号、第二号、第五号及び第八号から第十号までに掲げる事項を定めなければならない。

- 一 施設の種類
- 二 貯水、放流、取水又は導水に関する計画
- 三 施設の種類の方法に関する事項（操作特定施設にあつては、その操作の基準となる水位、流量等に関する事項を含む。）

四 放流の際にとるべき措置

五 施設の点検及び整備に関する事項

六 施設を操作するため必要な機械器具等の点検及び整備に関する事項

七 水象又は気象の観測に関する事項

八 管理を他の者に委託するときは、その委託に関する事項

九 費用及びその負担方法

十 その他管理に関する重要事項

（機構が行う特定施設の工事に係る河川管理者の権限等）

第十四条 機構が行う特定施設の新築若しくは改築又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理に関しては、機構は、河川法第十七条から第十九条まで、第二十一条、第六十六条から第六十八条まで、第七十四条、第八十九条及び第九十九条の規定に基づく河川管理者の権限を行うものとする。

2 前項の規定により機構が負担させる河川法第六十七条又は第六十八条第二項の規定に基づく負担金は、機構の収入とし、機構は、同法第七十四条第三項の納付義務者が負担金等及び延滞金を納付しない場合においては、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができ。

3 第一項の規定により機構が河川管理者の権限を行う場合において、河川法第十八条の他の工事の施行者若しくは他の行為の行為者、同法第十九条の他の工事の目的である工作物の管理者又は同法第六十七条若しくは第六十八条第二項の費用を負担する者が国又は地方公共団体であるときは、機構は、あらかじめ、これらの者に協議しなければならない。

（特定施設の工事に係る公示の方法）

第十五条 法第十七条第三項の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

（指揮に関する国土交通大臣の権限の委任）

第十六条 法第十八条第一項の指揮に関する国土交通大臣の権限は、特定施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長が行う。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

（危害防止のための通知等）

第十七条 機構は、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設（以下この条において「水資源開発施設等」という。）の操作に関し、法第十九条の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するときは、水資源開発

施設等を操作する日時のほか、その操作によって放流される流水の量又はその操作によって上昇する下流の水位の見込みを示してこれを行い、同条の規定により一般に周知させるときは、農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その操作を行う水資源開発施設等の名称及び位置その他の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項について、立札による掲示を行うとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことを行い、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するほか、サイレン、警鐘、拡声機その他の方法により警告しなければならぬ。

（機構が行う特定改築等工事）
第十七条の二 法第十九条の二第一項の政令で定める特定改築等工事は、ダムに関する工事とする。

（機構が行う特定河川工事に係る河川管理者の権限等）
第十七条の三 機構が行う特定河川工事に關しては、機構は、河川法第十七条から第十九条まで、第二十一条、第三十七条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く）、第七十四条及び第八十九条に規定する権限並びに水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号。以下この条において「水道原水水質保全事業法」という。）第十四条第一項及び第十六条に規定する権限を都道府県知事等（法第十九条の二第一項の都道府県知事等をいう。以下この条並びに第四十二条の二第三項及び第五項において同じ。）に代わって行うものとする。

2 前項に規定する機構の権限は、次条の規定により公示された河川の区間につき、同条の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、河川法第二十一条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く）、第七十四条並びに第八十九条第八項及び第九項並びに水道原水水質保全事業法第十四条第一項及び第十六条に規定する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

3 第一項の規定により機構が負担させる河川法第六十七条、第六十八条第二項、第七十条第一

項若しくは第七十条の二第一項又は水道原水水質保全事業法第十四条第一項の規定に基づく負担金は、機構の収入とし、機構は、河川法第七十条第三項の納付義務者又は水道原水水質保全事業法第十六条第三項に規定する者が負担金及び延滞金を納付しない場合においては、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができ。

4 第一項の規定により機構が都道府県知事等に代わって権限を行う場合において、河川法第十八条の他の工事の施行者若しくは他の行為の行為者、同法第十九条の他の工事の目的である工作物の管理者又は同法第六十七条、第六十八条第二項若しくは第七十条第一項の費用を負担する者が国又は地方公共団体であるときは、機構は、あらかじめ、これらの者に協議しなければならない。

5 第一項の規定により機構が負担させる河川法第七十条第一項の規定に基づく負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法又は同法第七十条の二第一項の規定に基づく負担金の徴収方法については同法第七十条第二項又は第七十条の二第三項の規定に基づく都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下の項において「都道府県等」という。）の条項の規定において「都道府県等」という。）の規定により第一項の規定により機構が負担させる水道原水水質保全事業法第十四条第一項の規定に基づく負担金の徴収方法については同条第三項の規定に基づく都道府県等の条例の規定を、それぞれ準用する。

6 機構は、河川法第十八条、第六十六条又は第七十条の二第一項に規定する権限を都道府県知事等に代わって行ったときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事等に通知しなければならない。（特定河川工事に關する公示の方法）
第十七条の四 法第十九条の二第三項又は同条第四項（法第十九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、工事を行う河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日又は工事の完了若しくは廃止の日を官報に掲載するものとする。ただし、緊急の必要がある場合において官報に掲載して公示をすることができないときは、他の適当な方法によることができる。

第三章 業務の実施に要する費用
第十八条 この章において「特定多目的ダム方式負担割合」とは、特定多目的ダム法施行令（昭和

和三十三年政令第八十八号）第一条の二から第六条までの規定の例による方法により算定する割合をいう。この場合において、特定施設以外の水資源開発施設にあつては、同令第一条の二第五項、第二条第一項第二号及び第二項、第三条第二項並びに第六条中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第三十七条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるものとする。

2 この章において「不要支出額」とは、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業の縮小があつた場合において、当該新築又は改築に要する費用の額と、当該事業の縮小後の水資源開発施設が有する効用と同等の効用を有する水資源開発施設の新築又は改築に要する推定の費用の額との差額をいう。

3 この章において「投資可能限度額」とは、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業の目的である各用途について特定多目的ダム法施行令第五条の規定の例により算出した金額又は同令第六条の規定の例により算出した金額のうちいずれか少ない金額から、当該水資源開発施設の効用を全うするため必要なる水路、建物、機械その他の施設又は工作物で専ら当該用途に供されるもの新築又は改築に要する費用の額を控除した金額をいう。この場合において、特定施設以外の水資源開発施設にあつては、同条中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第三十七条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるものとする。

第十九条 法第二十一条第一項及び第二十二條第一項の政令で定める費用は、高潮防衛、かんがいその他流水の正常な機能の維持と増進に係る費用とする。
第二十條 法第二十一条第一項の費用の範囲は、実施計画調査費、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費（本工事費、附帯工事費、用地費又は補償費につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）とする。
（特定施設の新築又は改築に係る交付金の額の算出方法等）
第二十一条 法第二十一条第一項の交付金の額は、特定施設の新築又は改築に要する費用で前条に規定するものの額（機構が納める義務があ

る消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）に、洪水調節、高潮防衛、かんがいその他流水の正常な機能の維持と増進のための用途（以下「治水関係用途」という。）に係る特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）とする。

一 本工事費、附帯工事費、用地費又は補償費に係る前条の利息の額
 二 当該特定施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（前号に掲げる額を除く。）
 三 法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該特定施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第一号に掲げる額を除く。）
 四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額
 五 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額
 六 当該特定施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

2 特定施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（治水関係用途に係る部分の縮小に伴う場合に限る。）における法第二十一条第一項の交付金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができ。

一 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつた場合 次に掲げる額を合算した額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）

一 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつた場合 次に掲げる額を合算した額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）

イ 当該事業の縮小に係る不要支出額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

ロ 当該事業の縮小後において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の当該特定施設に係る費用の負担についての第三十条第一項第二号に掲げる額に当該者に当該特定施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額が、当該者の投資可能限度額を超える場合にあっては当該超える額（当該投資可能限度額を超える者が二以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該投資可能限度額を超えない場合にあっては零

二 治水関係用途に係る部分の縮小と併せて水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退があった場合 次の式により算出した額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）

$$(U + E_f + E_w) \times (U_f / (U_f + U_w))$$

（この式において、U、E_f、E_w、U_f及びU_wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

E_f 当該事業の縮小後において、治水関係用途について前項の規定により算出した額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）が、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額を超える場合にあっては当該超える額、当該投資可能限度額を超えない場合にあっては零

E_w 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該者の投資可能限度額」とあるのは、「当該者の当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額」とする。

U_f 治水関係用途に係る部分の縮小のものがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

U_w 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

3 特定施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（水道若しくは工業用水道に係る部分の縮小又は事業からの撤退に伴う場合に限る。）において、治水関係用途について第一項の規定により算出した額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）が、当該用途に係る投資可能限度額（治水関係用途に係る部分の縮小があつたときは、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額）を超える場合には、法第二十一条第一項の交付金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）に相当する額を控除した額とする。

4 法第二十四条第一項の負担金について同項に規定する者が負担すべき利息がある場合における法第二十一条第一項の交付金の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額に当該利息の額を加えた額とする。

5 特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合における法第二十一条第一項の交付金の額は、前各項の規定にかかわらず、特定施設の新築又は改築に要した費用（当該事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）で前条に規定するものの額（次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）に、治水関係用途に係る特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額及びその額に対応する同条の利息の額並びに法第二十四条第一項に規定する者が負担することとされた利息の額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 本工事費、附帯工事費、用地費又は補償費に係る前条の利息の額

二 当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該特定施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（前号に掲げる額を除く。）

三 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

四 当該特定施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

6 機構が承継した国の水資源開発事業に係る法第二十一条第一項の交付金の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該機構が承継した国の水資源開発事業を行うにつき国が要した費用で治水関係用途に係るものの額を控除した額とする。

7 法第二十一条第一項の交付金は、当該特定施設の新築又は改築が完了するまでの間（当該特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴う追加的な工事が完了するまでの間）において、毎年度、国土交通大臣の定めるところにより機構に交付するものとする。ただし、当該交付金の額のうち法第二十四条第一項の規定により同項に規定する者が負担すべき費用の額に相当する金額については、同条第二項の規定による都道府県知事の納付の状況に応じて、別に国土交通大臣が財務大臣に協議して定めるところによる。

（特定施設の新築又は改築に係る都道府県の負担金）

第二十二條 法第二十一条第三項の規定により同条第一項の交付金の一部を負担する都道府県は、当該交付金に係る特定施設の新築又は改築で治水関係用途に係るものにより利益を受ける都道府県とする。

2 法第二十一条第三項の規定により当該都道府県が負担する負担金の額は、当該特定施設に係る同条第一項の交付金の額（法第二十四条第一項の負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額。次項において同じ。）から事務取扱費の額を控除した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 前項の都道府県が一である場合 三分の一。ただし、当該都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）第二十一条に規定する適用団体（以下

「適用団体」という。）であるときは、次の式により算出した割合（その割合が百分の十未満となるときは、百分の十）とする。

$$1 - (2/3) \times r$$

（この式において、rは、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第三条第一項に規定する引上率（以下「引上率」という。）を表すものとする。）

二 前項の都道府県が二以上である場合 国土交通大臣が当該特定施設の新築又は改築で治水関係用途に係るものにより当該都道府県が受ける利益の程度を勘案し、かつ、当該都道府県知事の意見を聴いて、当該都道府県が適き定める割合に三分の一（当該都道府県が適用団体であるときは、前号ただし書の割合）を乗じて得た割合

3 法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が河川法施行令第三十六条の二各号に掲げる施設に該当する特定施設に係るものである場合において、当該特定施設に係る法第二十一条第一項の交付金の額が百二十億円を超えるものであるときは、前項各号中「三分の一」とあるのは「十分の三」と、同項第一号中「2/3」とあるのは「7/10」として、同項の規定を適用するものとする。

4 法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業につき国が要した費用で治水関係用途に係るものの額が、当該事業のうち既に国土交通大臣が行った事業に要した費用で治水関係用途に係るもの額を超えるものであるときは、第二項中「当該負担金の額を控除した額。次項において同じ。」とあるのは、「当該負担金の額を控除した額。次項において同じ。」に、当該特定施設の新築又は改築の工事で機構が承継した国の水資源開発事業に係るものにつき国が要した費用で治水関係用途に係るもの額から、当該工事のうち既に国土交通大臣が行った工事に要した費用で治水関係用途に係るもの額を控除した額を加えて得た額」として、同項（前項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定を適用するものとする。

5 法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該都道府県が

当該事業に係る河川法第六十条第一項の負担金を納付しており、かつ、当該納付した額が、当該事業のうち既に国土交通大臣が行った事業につき同項の規定により当該都道府県が負担すべき負担金の額を超えているときは、当該都道府県の法第二十一条第三項の規定による負担金の額は、第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該超えている額を控除した額とする。

6 法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金の納付の方法は、国土交通大臣が定めるところによる。

(特定施設の管理及び災害復旧工事に要する費用の範囲)

第二十三条 法第二十二條第一項の特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用の範囲は、操作費、維持修繕費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費とし、同項の特定施設についての災害復旧工事に要する費用の範囲は、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費とする。

2 前項に規定する特定施設についての災害復旧工事に要する費用には、国土交通大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮縮切、瀬替えその他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。(特定施設の管理及び災害復旧工事に係る交付金の算出方法)

第二十四条 法第二十二條第一項の交付金の額は、次の式により算出した額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議して、別に法第二十二條第一項の交付金の額を定めることができる。

$$M \times (P f / C)$$

(この式において、M、C及びP fは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- M 特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設についての災害復旧工事に要する費用で前条に規定するものの額(機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額)
- 一 次に掲げる固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の納付に要する費用(以下「ダ

ムに係る固定資産税等の納付に要する費用」という。)で当該特定施設に係るものの額

イ ダム(ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。)の用に供する固定資産

ロ 堰、湖沼水位調節施設及び水路施設の用に供する土地

ハ ロの施設の操作又は監視の用に供する土地

二 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

三 当該特定施設のうち発電に係る部分の操作、維持、修繕その他の管理又は当該部分についての災害復旧工事を機構に委託した者が負担すべき費用の額

C 当該特定施設の新築又は改築に要する費用の額(機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額)

- 一 当該特定施設の新築又は改築に要する費用に係る第二十条の利息の額
- 二 当該特定施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額(前号に掲げる額を除く。)
- 三 当該特定施設の新築又は改築に関する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該特定施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額(第一号に掲げる額を除く。)
- 四 法第二十七条の規定により機構が負担した費用の額
- 五 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額
- 六 当該特定施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

P f 第二十一条第一項の規定により算出した法第二十一条第一項の交付金の額(第二十条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額。この場合において、第二十一条第一項第三号中「法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前」とあるのは、「当該特定施設の新築又は改築に関する事業に」とする。)

(特定施設の災害復旧工事に係る都道府県の負担金)

第二十五条 法第二十二條第三項の規定により同条第一項の交付金の一部を負担する都道府県は、当該特定施設に係る法第二十一条第一項の交付金の一部を負担する都道府県とする。

2 法第二十二條第三項の規定により都道府県が負担する負担金の額は、同条第一項の交付金(当該特定施設の災害復旧工事で公共土木施設(災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号。以下この項、次条及び第四十二条の三第二項において「負担法」という。))第二十一条第一項に規定する災害に係るもの(次条第二号から第六号までに掲げるものを除く。)に要する費用に限る。)の額から事務取扱費の額を控除した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 前項の都道府県が一である場合 当該都道府県についての負担法第四条第一項(負担法第四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による国の負担率を一から減じた割合
- 二 前項の都道府県が二以上である場合 当該特定施設に関し国土交通大臣が第二十二條第二項第二号の規定により当該都道府県につき定める割合に当該都道府県についての負担法第四条第一項(負担法第四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による国の負担率を一から減じた割合を乗じて得た割合

3 法第二十二條第三項の規定による都道府県の負担金の納付の方法は、国土交通大臣が定めるところによる。

第二十六条 法第二十二條第五項の政令で定める費用は、次に掲げる災害復旧工事に要する費用とする。

- 一 負担法第二条第一項に規定する災害以外の災害に係るもの
- 二 一箇所の工事の費用が五百万円に満たないもの
- 三 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- 四 河川の埋そくに係るもの(維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。)

五 災害復旧工事以外の工事の施行中に生じた災害に係るもの

六 直高一メートル未満の小堤その他国土交通大臣が定める小規模な工作物に係るもの(特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の負担金)

第二十七条 法第二十四條第一項の規定により同項の流水をかんがいの用に供する者が負担する負担金の額は、国土交通大臣の定めるところにより、その者の受ける利益の程度に応じて、次の式により算出した額を都道府県知事が配分した金額及びその金額に対応する利息の額とする。

$$P f \times (R a / R f) \times (1 / 10)$$

(この式において、P f、R f及びR aは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P f 第二十一条第一項から第三項までの規定により算出した法第二十一条第一項の交付金の額(第二十条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額)

R f 治水関係用途に係る特定多目的ダム方式負担割合

R a かんがいの用途に係る特定多目的ダム方式負担割合)

第二十八条 法第二十四條第一項の負担金は、元利均等年賦支払の方法(当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部について、一時支払の方法)により支払わせるものとする。

2 前項の元利均等年賦支払の支払期間は、当該特定施設の新築又は改築の工事が完了した年度(当該特定施設の利用に係るかんがいの施設の新設又は拡張であつて機構の業務又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業として行われるものがある場合において、当該かんがいの施設の新設又は拡張の工事が当該年度までに完了しないときは、当該かんがいの施設の新設又は拡張の工事が完了した年度)の翌年度から起算して十五年を下らない範囲内で国土交通大臣が定める期間とし、その利率は、当該特定施設の新築又は改築に要する費用の財源とされる借入金の利率を基礎として国土交通大臣が定める率とする。ただし、当該特定施設の新築又は拡張の工事が完了する以前において、当該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供

することにより受け取るべき利益のすべてを受け
ている者があるときは、当該負担金に係る元利
均等年賦支払の支払期間は、その利益のすべて
が発生した年度の翌年度以後において都道府県
知事が指定する年度から起算するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、法第二十四条
第一項の負担金の徴収に關し必要な事項は、当
該負担金を徴収する都道府県知事が定めるもの
とする。

(水資源開発施設の新築又は改築に要する費用
の範囲)

第二十九条 法第二十五条第一項の水資源開発施
設の新築又は改築に要する費用の範囲は、実施
計画調査費、本工事費、附帯工事費、用地費、
補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費
(これらの費用につき支払うべき利息があるとき
は、当該利息を含む。)とする。

(水道等負担金及び水道等撤退負担金)

第三十条 法第二十五条第一項の規定により水資
源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水
道の用に供する者が当該水資源開発施設の
又は改築につき負担する負担金(以下「水道等
負担金」という。)の額は、次に掲げる額を合
算した額にその者に当該水資源開発施設を利用
させることにつき課されるべき消費税に相当す
る額及び当該課されるべき消費税の額を課税標
準として課されるべき地方消費税に相当する額
を加えた額並びにその額に対応する前条の利息
の額とする。

一 水道又は工業用水道の用途に専ら供される
施設(以下「水道等専用施設」という。)に
係る費用の額(消費税及び地方消費税に相当
する額を除くほか、次に掲げる額が含まれる
ときは、当該額を控除した額)。この場合にお
いて、水道等専用施設を利用して流水を水
道又は工業用水道の用に供する者が二以上あ
るときは、当該費用の額に、当該二以上の者
の特定多目的ダム方式負担割合の合計に対す
るその者の特定多目的ダム方式負担割合の割
合を乗じて得た額とする。

イ 水道等専用施設の新築又は改築に關する
事業が縮小された場合における当該事業の
縮小に係る不要支出額(前条の利息がある
ときは、当該利息の額を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変更
の場合であつて当該変更前に事業からの撤
退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について
次項の規定により算出した額

ハ 水道又は工業用水道の用途に専ら供される
ものである場合において、法第二十七条の
規定により機構が負担させる費用の額

二 水道又は工業用水道の用途を含む二以上の
用途に併せ供される施設(以下「水道等共同
施設」という。)に係る費用の額(消費税及び
地方消費税に相当する額を除くほか、次に
掲げる額が含まれるときは、当該額を控除し
た額)に、その者の特定多目的ダム方式負担
割合を乗じて得た額

イ 水道等共同施設の新築又は改築に關する
事業が縮小された場合における当該事業の
縮小に係る不要支出額(前条の利息がある
ときは、当該利息の額を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変更
の場合であつて当該変更前に事業からの撤
退をした者がある場合において、当該者の
水道等共同施設に係る費用の負担について
次項の規定により算出した額

ハ 水道等共同施設のうち発電に係る部分の
負担すべき費用の額

二 河川法第六十六条、第六十七条又は第六
十八条第二項の規定により機構以外の者が
負担すべき費用の額

ホ 水道等共同施設のうち発電に係る部分の
新築又は改築を機構に委託した者が負担す
べき費用の額

2 水資源開発施設の新築又は改築に關する事業
が縮小された場合(水道若しくは工業用水道の
用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退に伴
う場合に限る。)において、水道又は工業用水
道の用途に係る部分を縮小した者の水道等負担
金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規
定により算出した額に、次の各号に掲げる場合
の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた
額とし、法第二十五条第一項の規定により事業
からの撤退をした者が当該水資源開発施設の新
築又は改築につき負担する負担金(以下「水道
等撤退負担金」という。)の額は、次の各号に
掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める
額とする。ただし、認めらるる算出することが
著しく公平を欠くと認められるときは、主務
大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法
により算出した額とすることが出来る。

一 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分
の縮小又は事業からの撤退のみがあつた場
合 イ又はロに掲げる額とハに掲げる額とを
合算した額及びその額に対応する前条の利息
の額

イ 水道等専用施設の新築又は改築に關する
事業が縮小された場合にあつては、当該事
業の縮小に係る不要支出額(前条の利息が
あるときは、当該利息の額を控除した額)。

この場合において、当該水道等専用施設に
關し水道若しくは工業用水道の用途に係る
部分を縮小し又は事業からの撤退をした者
が二以上あるときは、当該不要支出額に、
当該二以上の者のそれぞれが単独で当該用
途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退
をしたものと仮定した場合における当該不
要支出額の合計額に対するその者が単独で
当該用途に係る部分を縮小し又は事業から
の撤退をしたものと仮定した場合における
当該不要支出額の割合を乗じて得た額とす
る。

ロ 水道等専用施設の新築又は改築に關する
事業が廃止された場合にあつては、当該事
業の廃止までに水道等専用施設の新築又は
改築に要した費用及び当該事業の廃止に伴
い追加的に必要となる費用の額(前条の利
息があるときは、当該利息の額を控除した
額)。この場合において、当該水道等専用
施設に關し事業からの撤退をした者が二以
上あるときは、当該費用の額に、当該二以
上の者の特定多目的ダム方式負担割合の合
計に対するその者の特定多目的ダム方式負
担割合の割合を乗じて得た額とする。

ハ 水道等共同施設の新築又は改築に關する
事業が縮小された場合にあつては、次に掲
げる額を合算した額(当該水道等共同施設
に關し水道若しくは工業用水道の用途に係
る部分を縮小し又は事業からの撤退をした
者が二以上あるときは、当該合算した額
に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当
該用途に係る部分を縮小し又は事業からの
撤退をしたものと仮定した場合における
(一)に掲げる額の合計額に対するその者
が単独で当該用途に係る部分を縮小し又は
事業からの撤退をしたものと仮定した場合
における(一)に掲げる額の割合を乗じて
得た額)

(1) 当該事業の縮小に係る不要支出額(前
条の利息があるときは、当該利息の額を
控除した額)

(2) 当該水道等共同施設が特定施設である
場合において、当該事業の縮小後におい
て、治水関係用途の当該水道等共同施設
に係る費用の負担について第二十一条第
一項の規定により算出した額(第二十条
の利息があるときは、当該利息の額を控
除した額)が、当該用途に係る投資可能
限度額を超えるときにあつては当該超え
る額、当該投資可能限度額を超えないと
きにあつては零

(3) 当該事業の縮小後において、流水を水
道又は工業用水道の用に供する者の当該
水道等共同施設に係る費用の負担につい
ての前項第二号に掲げる額に当該者に当
該水道等共同施設を利用させることにつ
き課されるべき消費税に相当する額及び
当該課されるべき消費税の額を課税標準
として課されるべき地方消費税に相当す
る額の合計額からその額に含まれる機構
が納める義務がある消費税及び地方消費
税に相当する額を控除した額を加えた額
が、当該者の投資可能限度額(当該者が
当該用途に係る部分を縮小したときは、
当該者の当該用途に係る部分の縮小がな
いものと仮定した場合における当該者の
投資可能限度額)を超えるときにあつて
は当該超える額(当該投資可能限度額を
超える者が二以上あるときは、当該超え
る額の合計額)、当該投資可能限度額を
超えないときにあつては零

(4) 当該水道等共同施設が第三十三条第二
項第一号ロのかんがい排水等共同施設
(次号において単に「かんがい排水等共
同施設」という。)である場合において、
当該事業の縮小後において、かんがい排
水(かんがい特定施設に係るものを除
く。以下同じ。)の用途の当該水道等共
同施設に係る費用の負担について同号ロ
の規定により算出した額が、当該用途に
係る投資可能限度額を超えるときにあつ
ては当該超える額、当該投資可能限度額
を超えないときにあつては零

二 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小又はかんがい排水の用途に係る部分の縮小があった場合、前号イ又はロに掲げる額と次の式により算出した額（水道等共同施設に関し水道若しくは工業用水道に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における同号ハ（一）に掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における同号ハ（一）に掲げる額の割合を乗じて得た額）とを合算した額及びその額に対応する前条の利息の額

$$(U + E f a + E w) \times (U w / (U f a + U w))$$

(この式において、U、E f a、E w、U f a及びU wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号ハ（一）に掲げる額

E f a 当該水道等共同施設が特定施設である場合にあつては前号ハ（二）に掲げる額、当該水道等共同施設がかんがい排水等共同施設である場合にあつては同号ハ（四）に掲げる額。この場合において、同号ハ（二）及び（四）中「当該用途に係る投資可能限度額」とあるのは、「当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額」とする。

E w 前号ハ（三）に掲げる額

U f a 当該水道等共同施設が特定施設であり、かつ、治水関係用途に係る部分の縮小があった場合にあつては当該部分の縮小のみがあったものと仮定した場合における前号ハ（一）に掲げる額、当該水道等共同施設がかんがい排水等共同施設であり、かつ、かんがい排水の用途に係る部分の縮小があった場合にあつては当該部分の縮小のみがあったものと仮定した場合における同号ハ（一）に掲げる額

U w 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあったものと仮定した場合における前号ハ（一）に掲げる額

3 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の水道等共同施設に係る費用の負担についての第一項第二号に掲げる額に当該者に当該水道等共同施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額が、当該者の投資可能限度額（当該者が水道又は工業用水道の用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額）を超えるときは、当該者に係る水道等負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額及びその額に対応する前条の利息の額に相当する額を控除した額とする。

4 機構が承継した国の水資源開発事業に係る水道等負担金又は水道等撤退負担金の額は、当該水道等負担金又は水道等撤退負担金を負担すべき者が当該事業につき国に納付した金額があるときは、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該国に納付した額を控除した額とする。

5 法第三十五条の規定による補助金がある場合における水道等負担金又は水道等撤退負担金の額は、前各項の規定にかかわらず、これらに規定する額から当該補助金でその者に係るものの額を控除した額とする。

第三十一条 水道等負担金の支払方法は、当該負担金の全部又は一部につき割賦支払、一時支払又は当該年度支払の方法のうちから、水道等撤退負担金の支払方法は、割賦支払又は一時支払の方法のうちから、機構が定めるものとする。

2 機構は、前項の規定により割賦支払の方法によることとするときは、併せて支払期間及びその始期、元利支払の方法並びに利率を定めなければならない。

3 機構は、第一項の規定により水道等負担金の一部を割賦支払、一時支払又は当該年度支払の方法によることとするときは、併せて当該方法により支払う部分（一時支払の方法にあつては、当該方法により支払う部分及びその支払時期）を定めなければならない。

4 機構は、前三項の規定により支払方法その他の事項を定めようとするときは、あらかじめ、

水道等負担金又は水道等撤退負担金を負担すべき者と協議するとともに、国土交通大臣及び主務大臣の認可を受けなければならない。これらを変更するときも、同様とする。

（水資源開発施設の改築又は改築に関する事業が廃止された場合の負担金）

第三十二条 水資源開発施設の改築又は改築に関する事業が廃止された場合において、法第二十五条第二項の規定により流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしていた者（当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。以下この条において同じ。）が同項に規定する費用につき負担する負担金の額は、次に掲げる額を合算した額及びその額に対応する第二十九条の利息の額（法第三十五条の規定による補助金があるときは、当該補助金でその者に係るものの額を控除した額）とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができ。

一 水道等専用施設に係る費用の額（当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者がある場合には、当該者の当該水道等専用施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額を控除した額）。この場合において、水道等専用施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしていた者が二以上あるときは、当該費用の額に、当該二以上の者の特定多目的ダム方式負担割合の合計に対するその者の特定多目的ダム方式負担割合の割合を乗じて得た額とする。

二 水道等共同施設に係る費用の額（次に掲げる費用の額が含まれるときは、当該額を控除した額）に、その者の特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額

イ 当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者があつた場合において、当該者の水道等共同施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額

ロ 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

ハ 水道等共同施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

前条第一項（水道等撤退負担金に係る部分に限る。）、第二項及び第四項の規定は、前項の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第四項中「水道等負担金又は水道等撤退負担金」とあるのは、「次条第一項の負担金」と読み替えるものとする。

（土地改良区負担金）

第三十三条 法第二十五条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区が当該水資源開発施設の新築又は改築につき負担する負担金（以下「土地改良区負担金」という。）の額は、当該土地改良区の地区をその区域に含む都道府県に係る都道府県農業分担額（当該新築又は改築については法第三十五条の規定による補助金があるときは、当該補助金で当該都道府県に係るものの額を控除した額）から、当該新築又は改築についての法第二十六条第一項の規定による当該都道府県の負担金の額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）を控除した額（当該都道府県の区域内にその地区がある土地改良区で土地改良区負担金を負担すべきものが二以上ある場合においては、その額に、それぞれの土地改良区の組合員が当該水資源開発施設により受ける利益を勘案して、当該土地改良区につき機構が定める割合を乗じて得た額）及びその額に対応する第二十九条の利息の額とする。

2 前項の都道府県農業分担額は、法第二十六条第一項の規定により水資源開発施設の新築又は改築に要する費用を負担すべき都道府県ごとに定められるものとし、その都道府県ごとの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該都道府県が一である場合、次に掲げる額を合算した額

イ かんがい排水の用途に専ら供される施設（以下「かんがい排水専用施設」という。）に係る費用の額（次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

(1) かんがい排水専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

(2) かんがい排水専用施設に係る水資源開発施設がかんがい排水の用途に専ら供されるものである場合において、法第二十

二 当該都道府県が二である場合、次に掲げる額を合算した額

イ かんがい排水の用途に専ら供される施設（以下「かんがい排水専用施設」という。）に係る費用の額（次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

(1) かんがい排水専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

(2) かんがい排水専用施設に係る水資源開発施設がかんがい排水の用途に専ら供されるものである場合において、法第二十

二 当該都道府県が二である場合、次に掲げる額を合算した額

イ かんがい排水の用途に専ら供される施設（以下「かんがい排水専用施設」という。）に係る費用の額（次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

(1) かんがい排水専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

(2) かんがい排水専用施設に係る水資源開発施設がかんがい排水の用途に専ら供されるものである場合において、法第二十

二 当該都道府県が二である場合、次に掲げる額を合算した額

イ かんがい排水の用途に専ら供される施設（以下「かんがい排水専用施設」という。）に係る費用の額（次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

(1) かんがい排水専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

(2) かんがい排水専用施設に係る水資源開発施設がかんがい排水の用途に専ら供されるものである場合において、法第二十

二 当該都道府県が二である場合、次に掲げる額を合算した額

七条の規定により機構が負担させる費用の額

ロ かんがい排水の用途を含む二以上の用途に併せ供される施設（以下「かんがい排水等共同施設」という。）に係る費用の額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）に、かんがい排水の用途に係る特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額

(1) かんがい排水等共同施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

(2) 法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者のかんがい排水等共同施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

(3) 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

(4) かんがい排水等共同施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

二 当該都道府県が二以上ある場合 機構が当該都道府県の区域内の当該水資源開発施設による受益地の受益の程度を勘案し、かつ、当該都道府県知事と協議し、当該都道府県ごとに前号に定める額を按分して定めた額

3 水資源開発施設の施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（かんがい排水の用途に係る部分の縮小に伴う場合に限る。）における第一項の都道府県農業分担額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 かんがい排水の用途に係る部分の縮小のみがあつた場合 次に掲げる額を合算した額

イ かんがい排水専用施設の施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあつては、当該事業の縮小に係る不要支出額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

ロ かんがい排水等共同施設の施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあつては、次に掲げる額を合算した額

(1) 当該事業の縮小に係る不要支出額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

(2) 当該事業の縮小後において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の当該かんがい排水等共同施設に係る費用の負担についての第三十条第一項第二号に掲げる額に当該者がかんがい排水等共同施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額が、当該者の投資可能限度額を超える場合にあつては当該を超える額（当該投資可能限度額を超える者が二以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該投資可能限度額を超えるない場合にあつては零

二 かんがい排水の用途に係る部分の縮小と併せて水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退があつた場合 前号イに掲げる額と次の式により算出した額とを合算した額

$$(U + Ew + Ea) \times (Ua / (Uw + Ua))$$

（この式において、U、Ew、Ea、Uw及びUaは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号ロ（1）に掲げる額

Ew 前号ロ（2）に掲げる額。この場合において、同号ロ（2）中「当該者の投資可能限度額」とあるのは、「当該者の当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額」とする。

Ea 当該事業の縮小後において、かんがい排水の用途について前項第一号ロの規定により算出した額が、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る部分の縮小が当該用途に係る投資可能限度額を超える額、当該投資可能限度額を超えない場合にあつては零

Uw 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号ロ（1）に掲げる額

Ua かんがい排水の用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号ロ（1）に掲げる額

4 水資源開発施設の施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（水道若しくは工業用水道に係る部分の縮小又は事業からの撤退に伴う場合に限る。）において、かんがい排水の用途について第二項第一号ロの規定により算出した額が、当該用途に係る投資可能限度額（かんがい排水の用途に係る部分の縮小があつたときは、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額）を超える場合には、第一項の都道府県農業分担額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額に相当する額を控除した額とする。

5 土地改良区負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業につき、当該土地改良区負担金を負担すべき土地改良区が土地改良法第九十条第四項の規定により都道府県に納付した額（当該土地改良区の組合員が同条第二項の規定により都道府県に納付した額を含む。以下「土地改良区等納付金」という。）があるときは、当該土地改良区負担金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該土地改良区等納付金を控除した額とする。

第三十四条 土地改良区負担金の支払方法は、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）とする。ただし、当該負担金を負担する土地改良区の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払又は当該年度支払の方法によるものとする。

2 前項の元利均等年賦支払の支払期間（据置期間を含む。）は、当該水資源開発施設の施設の新築又は改築の工事が完了した年度の翌年度から起算するものとする。

3 機構が定める期間とし、その利率は、機構が定めるものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する部分の負担金については、元利均等年賦支払の支払期間は、それぞれ当該各号に定める年度から起算するものとする。

一 水資源開発施設の施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、土地改良区負担金を負担する土地改良区の組合員のうち当該水資源開発施設により受けるべき利益のすべてを受けている者があり、かつ、当該土地改良区に当該土地改良区負担金のうちその利益のすべてを受けている者に係る部分の額を負担させることが適当であると主務大臣が認める場合、その利益のすべてが発生した年度の翌年度以降において主務大臣の指定する年度

二 水資源開発施設の施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、指定工事（当該新築又は改築の工事のうち早期に完了すべきものとして法第十三条第一項の事業実施計画においてあらかじめ指定した部分の工事をいう。以下この号及び次項において同じ。）が完了し、かつ、土地改良区負担金を負担する土地改良区に当該土地改良区負担金のうち当該指定工事に係る部分の額を負担させることが適当であると主務大臣が認める場合、当該指定工事が完了した年度の翌年度以降において主務大臣の指定する年度

三 水資源開発施設の施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、土地改良区負担金を負担する土地改良区から既に完了した部分の工事に係る部分の負担金の支払を開始したい旨の申出があり、かつ、当該申出に係る部分の工事の規模等からみて当該申出に係る部分の負担金を他の負担金の部分と分けて支払わせることが適当であると主務大臣が認める場合（前二号に掲げる場合を除く。）当該土地改良区が支払期間の始期として申し出た年度

5 前項第二号の規定により指定工事を指定する場合には、法第十三条第一項の事業実施計画に

において、当該指定工事に關し、施設の位置及び概要、受益地の区域、工期並びに費用及びその負担方法を記載しなければならぬ。

6 第二項の規定にかかわらず、土地改良区負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業を行うにつき国が要した費用のうち国が一般会計において支出した費用(国庫が負担すべきものを除く。)があるときは、当該土地改良区負担金のうちその利率の額に應じ主務大臣が定めた額の負担金の利率率は、国債の利率を基礎として主務大臣が定める率とする。

(水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事に要する費用の範囲)

第三十五条 法第二十五条第一項の水資源開発施設の管理に要する費用及び同条第三項の愛知豊川用水施設の管理に要する費用の範囲は、操作費、維持修繕費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費(これらの費用につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。)とし、同条第一項の水資源開発施設についての災害復旧工事に要する費用及び同条第三項の愛知豊川用水施設についての災害復旧工事に要する費用の範囲は、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費(これらの費用につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。)とする。

2 第二十三条第二項の規定は、前項の災害復旧工事に要する費用について準用する。この場合において、同条第二項中「国土交通大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。(水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事に要する費用の負担)

第三十六条 法第二十五条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道に供する者が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき負担する者の負担金の額は、次の式により算出した額にその者の負担金の額及び当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき課されるべき消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、当該負担金を負担する者の意見を聴いて、別に負担金の額を定めることができる。

$M \times (Pw1 / C) + T \times (Pw1 / M \times Pw1)$
(この式において、M、C、Pw1、T及びPwiは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

M 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用で前条に規定するものの額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)ほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額

一 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る前条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

三 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

C 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)ほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額

一 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用に係る第二十九条の利息の額

二 当該水資源開発施設の新築又は改築に關する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額(前号に掲げる額を除く。)

三 当該水資源開発施設の新築又は改築に關する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額(第一号に掲げる額を除く。)

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

五 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

Pw1 その者について第三十条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号口及び第二号口中「法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築に關する事業に」とする。ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

Pwi 流水を水道又は工業用水道に供する者について第三十条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号口及び第二号口中「法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築に關する事業に」とする。

2 法第二十五条第三項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道に供する者が当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、次の式により算出した額にその者のために行う当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額並びにその額に対応する前条第一項の利息の額とする。

$M \times R + T$
(この式において、M、R及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

M 当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)ほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額

一 当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る前条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該愛知豊川用水施設に係るものの額

R その者が当該愛知豊川用水施設により受ける利益及びその者が当該愛知豊川用水施設を利用して農林水産大臣が定める割合を見を聴いて農林水産大臣が定める割合

T ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該愛知豊川用水施設に係るものの額のうち、その者の意見を聴いて農林水産大臣が定める額

第三十七条 前条の規定により水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の支払方法については、第三十一条(水道等負担金に係る部分に限る。)の規定を準用する。

第三十八条 法第二十五条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき負担する

負担金の額は、次の式により算出した額(当該土地改良区の地区を含む都道府県の区域内に当該管理又は災害復旧工事に關するの同項の規定による負担金を負担すべき土地改良区が二以上ある場合においては、当該算出した額に、それぞれの土地改良区の組合員が当該水資源開発施設により受ける利益を勘案して、当該土地改良区につき機構が定める割合を乗じて得た額)及びその額に対応する第三十五条第一項の利息の額とする。

$M \times R \times S \times P \times a$
(この式において、M、R、S及びPaは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

M 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用の額(機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く)ほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額

一 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用の額で当該水資源開発施設に係るものの額

R 当該土地改良区の地区をその区域に含む都道府県に係る第四十条第一項の災害復旧工事等都道府県農業分担割合

S 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に關する国の補助金がある場合にあっては当該補助金で当該土地改良区の地区をその区域に含む都道府県に係るものの額、当該補助金がない場合にあっては零

Pa 法第二十六条第一項の規定による土地改良区の地区をその区域に含む都道府県の負担金の額(第三十五条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額)

2 法第二十五条第三項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区が当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、当該土地改良区の地区をその区域に含む都道府県に係る災害復旧工事等農業分担額(当該管理又は災害復旧工事に關する国の補助金があるときは、当該補助金で当該県に係るものの額を控除した額)から、当該管理又は災害復旧工事に關するの法第二十六条第一項の規定による当該県の負担金の額(第三十五条第一項の利

息があるときは、当該利息の額を控除した額)を控除した額(当該県の区域内にその地区のあり土地改良区で当該管理又は災害復旧工事についての法第二十五条第三項の規定による負担金を負担すべきものが二以上ある場合においては、その額に、それぞれの土地改良区の組合員が当該愛知豊川用水施設により受ける利益を勘案して、当該土地改良区につき機構が定める割合を乗じて得た額)及びその額に対応する第三十五条第一項の利息の額とする。

3 前項の災害復旧工事等農業分担保額は、法第二十六条第一項の規定により愛知豊川用水施設管理又は災害復旧工事に要する費用を負担すべき県ごとに定められるものとし、その県ごとの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 当該県が一である場合 当該愛知豊川用水施設管理又は災害復旧工事に要する費用で第三十五条に規定するもの額(同条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額)から、法第二十五条第三項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者が当該愛知豊川用水施設管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額(第三十五条第一項の利息の額があるときは、当該利息の額を控除した額)を控除するほか、その者が法附則第十條に規定する契約により負担する費用があるときは、当該費用の額(当該費用に利息があるときは、当該利息の額を控除した額)を控除した額
- 二 当該県が二以上ある場合 機構が当該県の区域内の当該愛知豊川用水施設による受益地の受益の程度を勘案し、かつ、当該県知事と協議して、当該県ごとに前号の額を按分して定めた額

4 第三十四条第一項から第三項までの規定は、第一項又は第二項の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第三項中「土地改良区負担金」とあるのは、「第三十八條第一項又は第二項の負担金」と読み替えるものとする。

第三十九條 法第二十六条第一項の都道府県に負担させる負担金で水資源開発施設の新築又は改築に係るものの額は、当該都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県農業分担保額(同条第三

項に規定する場合にあつては、農林水産大臣が当該都道府県知事の意見を聴いて定める額に限り、当該新築又は改築については法第三十五条の規定による補助金があるときは、第五十三条第三項の規定により算定された補助金で当該都道府県に係るものの額を控除した額)に百分の六十九(当該都道府県が、当該新築又は改築についての法第二十五条第一項の規定による負担金を負担する土地改良区でその地区が当該都道府県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて機構に申し出たときは、その申し出た割合)を乗じて得た額(当該都道府県が適用団体である場合には、第五十三条第四項の規定により加算される補助金の額で当該都道府県に係るものの額を控除した額)及びその額に対応する第二十九条の利息の額とする。

2 前項に規定する都道府県の負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業につき土地改良区等納付金があるときは、当該都道府県の負担金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に当該土地改良区等納付金を加算した額とする。

3 第一項に規定する都道府県の負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業につき当該都道府県が国に納付した金額があるときは、当該都道府県の負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該国に納付した額を控除した額とする。

4 第三十四条第一項から第五項までの規定は、第一項の都道府県の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「当該負担金を負担する土地改良区」とあり、並びに同条第三項及び第四項第三号中「土地改良区負担金を負担する土地改良区」とあるのは、「第三十九条第一項から第三項までの負担金を負担する都道府県」と、同号中「当該土地改良区」とあるのは「当該都道府県」と読み替えるものとする。

5 法第二十六条第二項の規定により市町村に負担させる負担金で水資源開発施設の新築又は改築に係るものは、前項の都道府県の支払方法に準拠して支払わせるものとする。

第四十條 法第二十六条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金で水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に係るものの額は、次の式により算出した額に百分の五十(当該都道府県が、当該管理又は災害復旧工事についての法第二十五条第一項の規定による負担金を負担する土地改良区でその地区が当該都道府県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて機構に申し出たときは、その申し出た割合)を乗じて得た額及びその額に対応する第三十五条第一項の利息の額とする。

$$M \times R \times S$$

(この式において、M、R及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

M 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用の額(機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額)

一 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

R 災害復旧工事等都道府県農業分担保割合

S 当該管理又は災害復旧工事についての国の補助金がある場合にあつては当該補助金で当該都道府県に係るものの額、当該補助金がない場合にあつては零)

2 前項の災害復旧工事等都道府県農業分担保額は、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の額(機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額)に対する当該都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県農業分担保額の割合とする。ただし、その割合によること、当該水資源開発施設に係る他の用途との関係において著しく公平を欠くと認められるときは主務大臣が関係行政機関の長と協議して別に定める割合、法第二十六条第一項の規定により当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用を負担すべき他の都道府県との関係において著しく公平を欠くと認められるときは主務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて別に定める割合とする。

一 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用に係る第二十九条の利息の額

二 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額(前号に掲げる額を除く。)

3 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額(第一号に掲げる額を除く。)

4 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

3 第三十四条第一項から第三項までの規定は、第一項の都道府県の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「当該負担金を負担する土地改良区」とあり、及び同条第三項中「土地改良区負担金を負担する土地改良区」とあるのは、「第四十條第一項の負担金を負担する都道府県」と読み替えるものとする。

4 法第二十六条第二項の規定により市町村に負担させる負担金で水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に係るものは、前項の都道府県の支払方法に準拠して支払わせるものとする。

第四十一條 法第二十六条第一項の規定により県に負担させる負担金で愛知豊川用水施設管理又は災害復旧工事に係るものの額は、管理に係るものにあつては第一号に掲げる額に、災害復旧工事に係るものにあつては第二号に掲げる額に、それぞれ百分の五十(当該県が、当該管理又は災害復旧工事についての法第二十五条第三項の規定による負担金を負担する土地改良区でその地区が当該県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて機構に申し出たときは、その申し出た割合)を乗じて得た額及びその額に対応する第三十五条第一項の利息の額とする。

一 当該愛知豊川用水施設管理に係る第三十八條第二項の災害復旧工事等農業分担保額のうち、農林水産大臣が当該県知事の意見を聴いて定める施設の管理に要する費用に対応する部分の額(その施設の管理について国の補助金があるときは、当該補助金で当該県に係るものの額を控除した額)

二 当該愛知豊川用水施設管理の災害復旧工事に係る第三十八條第二項の災害復旧工事等農業分担保額(当該災害復旧工事について国の補助金があるときは、当該補助金で当該県に係るものの額を控除した額)

2 第三十四条第一項から第三項までの規定は、前項の県の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第一項ただし書中

める基準により算定した額を合算した額の三分の一の額とする。ただし、当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供する者につき、その者の負担すべき同項の負担金を減ずる必要があると認められる特別の事情がある場合は、二分の一の額とする。

2 工業用水道に係る法第三十五条の規定による補助金の額は、当該水資源開発施設を利用して流水を工業用水道の用に供し、又は供しようとしていた者について第三十条第一項から第三項まで又は第三十二条第一項の規定により算出した額（第三十条第二項又は第三十二条第一項の規定により算出した額にあつては、経済産業大臣が財務大臣と協議して定める額に限る。）から当該補助金の交付の決定の日までに本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費につき生ずる第二十九条の利息以外の利息の額を控除した額を合算した額の百分の四十以内の額とする。

3 かんがい排水に係る法第三十五条の規定による補助金で水資源開発施設（かんがい特定施設を除く。）の新築又は改築に係るものの額は、法第二十六条第一項の規定により当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用を負担すべき都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県農業分担額（同条第三項に規定する場合にあつては、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める額に限る。次項において同じ。）を合算した額に、百分の七十を超えない範囲内で農林水産大臣が財務大臣と協議して定める割合を乗じて得た額とする。

4 前項の水資源開発施設の新築又は改築につき法第二十六条第一項の規定により当該新築又は改築に要する費用を負担する都道府県に適用団体であるものがある場合においては、前項の規定による補助金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の式により算出した額を加算した額とする。ただし、その額を加算したことにより、当該適用団体である都道府県について第三十九条第一項の規定により算出された負担金の額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）の当該適用団体である都道府県に係る都道府県農業分担額に対する割合が十分の一以下となる場合においては、当該適用団体である都道府県に係る加算額は、当該割合が十分の一となるように算定される額とする。

A × R × (r - 1)

A × R × (r - 1)

(この式において、A、R及びrは、それぞれ次の数値を表すものとする。
A 当該適用団体である都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県農業分担額
R 前項の規定により農林水産大臣が定める割合
r 引上率)

5 第三項に規定する補助金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合においては、当該補助金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定された額から、当該機構が承継した国の水資源開発事業を行うにつき国が要した費用の額のうち農林水産大臣が財務大臣と協議して定める額を控除した額とする。

6 かんがい排水に係る法第三十五条の規定による補助金で当該水資源開発施設（かんがい特定施設を除く。）の災害復旧工事に係るものの額は、法第二十六条第一項の規定により当該水資源開発施設の災害復旧工事に要する費用を負担すべき都道府県ごとに当該費用の額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該都道府県が同項の規定により負担すべき当該水資源開発施設の災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）に当該都道府県に係る第四十条第一項の災害復旧工事事都道府県農業分担割合を乗じて得た額を合算した額に、百分の六十五以上において農林水産大臣が財務大臣と協議して定める割合を乗じて得た額とする。

7 前各項に規定する補助金の交付の方法は、第一項に規定する補助金に係るものにあつては国土交通大臣、第二項に規定する補助金に係るものにあつては経済産業大臣、第三項から前項までに規定する補助金に係るものにあつては農林水産大臣が定める。

第五十四条 法第三十五条の規定による補助金で愛知豊川用水施設の災害復旧工事に係るものの額は、法第二十六条第一項の規定により当該愛知豊川用水施設の災害復旧工事に要する費用を負担すべき県ごとの第三十八条第二項の災害復旧工事事等農業分担額を合算した額に、百分の六十五以上において農林水産大臣が財務大臣と協議して定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する補助金の交付の方法は、農林水産大臣が定める。

第六章 雑則

第五十五条 法第三十七条第二項第二号の政令で定める多目的用水路は、法第二条第四項の多目的ダムと一体として新築、改築、管理その他の業務が行われる多目的用水路とする。

2 法第三十七条第二項第四号に規定する業務に関する主務大臣は、当該業務の目的に従つて、当該業務の対象となる施設ごとに、農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とする。

第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。
一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）
二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百一十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（同法第三十八条第二十一条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十三条第三項（同法第八十四条第三項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十四条第三項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。））及び第九十一条において準用する場合を含む。）及び第九十二条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。））
三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条（第二項第一号）
四 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第六十八條第一項、第三項及び第四項並びに第七十九條第二項
五 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）第五条ただし書（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び同法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条

六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十三年法律第九十一号）第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）、及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）
七 河川法第九十五条（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）
八 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一十号）第七條第三項
九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三十号）第八條第三項
十 都市計画法（昭和四十三年法律第七十号）第五十二条第三項、第五十八条の七第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十條第一項
十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七條第四項及び第十三條
十二 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三十一條
十三 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（同法第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第十項第一号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第五十條
十四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八條第七項及び第八項、第十四條第八項並びに第三十七條第二項
十五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六條第一項第三号
十六 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二條第一項第八号及び第五十四條
十七 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一條第一項ただし書及び第十五條第一項並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一條第一項第一号、第十八條及び第三十九條ただし書

十八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号）第十一條
十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五條（同法第三十七條第四項及び第三十九條第四項において準用する場合を含む。)

七 河川法第九十五条（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）
八 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一十号）第七條第三項
九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三十号）第八條第三項
十 都市計画法（昭和四十三年法律第七十号）第五十二条第三項、第五十八条の七第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十條第一項
十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七條第四項及び第十三條
十二 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三十一條
十三 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（同法第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第十項第一号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第五十條
十四 都市緑地法（昭和四十八年法律七十二号）第八條第七項及び第八項、第十四條第八項並びに第三十七條第二項
十五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六條第一項第三号
十六 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二條第一項第八号及び第五十四條
十七 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一條第一項ただし書及び第十五條第一項並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一條第一項第一号、第十八條及び第三十九條ただし書
十八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号）第十一條
十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五條（同法第三十七條第四項及び第三十九條第四項において準用する場合を含む。)

- 二十 景観法（平成十六年法律第二十号）第六条第六項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六條第一項から第三項まで及び第五項
- 二十一 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十六条及び第一百五條から第十七條まで（これらの規定を船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）
- 二十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五條第二項
- 二十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五條第六項及び第七項並びに第三十三條第一項第三号
- 二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条及び第十三條第二項
- 二十五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六條ただし書、第八條第一項並びに第四十三條第三項及び第五項並びに同法第三十五條第一項（同法第三十七條第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四條第三項において準用する同法第八十三條第三項
- 二十六 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第四條第一項及び第四項並びに第八條第三項
- 二十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第三十六條の五、第三十六條の九、第三十七條の二及び第三十八條の三
- 二十八 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四條第五項及び第六項第一号
- 二十九 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第三條及び第十一條
- 三十 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）第六條
- 三十一 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三條
- 三十二 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七條第一項第六号（同令別表の

七十三の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十六條第四項、第十七條第二項、第十八條第四項及び第十九條第二項（これらの規定を船舶登記令第三十五條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）	三十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二條第二号（同令第二百四十四條において準用する場合を含む。）	三十四 船舶登記令第三十三條第一項第五号（同令別表一の三十二の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第二十七條第一項第四号（同令別表一の二十二の項に係る部分に限る。）及び第二項	前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。
土地収用法第二十一条第一行政機関若独立行政機関（同法第三十八條第一しくはその法人水産項及び公共用地の取得に關地方支分部局源機構する特別措置法第八條（同局の長法第四十五條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	土地収用法第二十一条第二行政機関又独立行政機関（同法第三十八條第一しくはその地方法人水産項及び公共用地の取得に關支分部局源機構する特別措置法第八條（同の長法第四十五條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	土地収用法第二百二十二條第三項施行令（同法第三十八條第一しくはその地方法人水産項及び公共用地の取得に關支分部局源機構する特別措置法第八條（同の長法第四十五條において準用する場合を含む。）	土地収用法第七條第二項命令又は規則並びに船舶登記令第十三條第一項第一号第一号及び第二十七條第三條第一号第一号
た独立行政法人水資源機構の役員又は職員	は職員	た独立行政法人水資源機構の役員又は職員	は職員

第五十七條 勅令及び政令以外の命令であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八條から第四十三條までの規定及び附則第四十四條の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八條第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

第二条 法附則第二条第七項の評価委員は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人
二 国土交通省の職員 一人
三 機構の役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る通則法第十五條第一項の設立委員） 一人
四 学識経験のある者 二人

法附則第二条第七項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

第三条 法附則第二条第七項の規定による評価に関する庶務は、国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。

第三条 機構は、法附則第二条第九項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、機構の成立後最初の通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたとき

は、その変更後のもの）の定めるところにより、当該最初の中期目標の期間における法第十二條及び附則第四條第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、主務大臣（国土交通大臣を除く。）及び財務大臣に協議しなければならない。

第四条 法附則第二条第一項の規定により水資源開発公団（以下「公団」という。）が解散したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

第五条 特定施設以外の水資源開発施設（かんがい排水の用途に供される施設を含むものに限る。以下「かんがい排水等施設」という。）の新築又は改築の工事で当該かんがい排水等施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の農業経営の状況からみて当該新築又は改築の工事に係る土地改良区負担金の全部又は一部を元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法により支払わせることを相当と認めて主務大臣が指定するものについての第三十四條第一項及び第二項（第三十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「元利均等年賦支払」とあるのは、「主務大臣の定める年賦支払」とする。

第六条 主務大臣は、当分の間、第三十四條第二項（第三十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、水資源開発公団法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第三百十八号。次項において「平成二年改正令」という。）の施行の際現に公団が行っていたかんがい排水等施設の新築又は改築の工事であつて法附則第二条第一項の規定により機構が承継して行うものにつきその一部が完了した場合において、当該新築又は改築の工事に係る土地改良区負担金及び法第二十六條第一項の規定により都道府県に負担させる負担金のうちその完了した工事の部分に応ずる負担金の部分を当該新築又は改築の工事が完了する以前に負担さ

政法人水資源機構法施行令附則第八條の規定による廃止前の水資源開発債券令第三條第二項第一号」と、同令第九條第二項中「公団」とあるのは「独立行政法人水資源機構」とする。
(平成二十二年度的特例)

第十五條 平成二十二年度的に於ける法第二十二條第三項の規定により都道府県が負担する負担金の額は、第二十五條第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次に掲げる設備の更新又は工事に係る法第二十二條第一項の交付金の額から事務取扱費を控除した額に、第二十五條第一項の都道府県が一である場合にあつては百分の四十五を、同項の都道府県が二以上である場合にあつては当該特定施設に關し国土交通大臣が第二十二條第二項第二号の規定により当該都道府県につき定める割合に百分の四十五を乗じて得た割合を、乗じて得た額を加えた額とする。
一 ダム、水門、排水機場その他の河川管理施設に附屬する設備又は水位、流量若しくは雨量の観測設備若しくはこれに關連する通報設備若しくは警報設備で、その機能の低下を放置するときは著しい被害を生ずるおそれがあるもの更新であつて、これに要する費用の額が五百万円以上のも
二 崩落のおそれのあるダムの地山の保全のための工事であつて、これに要する費用の額が千万円以上のも

附則 (平成一六年二月二五政令第二七号) 抄
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一六年四月二一日政令第一六八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年五月十五日)から施行する。
附則 (平成一六年二月一五政令第三九六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。)から施行する。
第四條 改正法附則第二條から第五條まで及び前二條に規定するもののほか、施行日前に改正法

による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令によるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。
附則 (平成一六年二月一五政令第三九七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。
附則 (平成一七年二月一八日政令第二四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。
附則 (平成一七年四月一一日政令第一八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一七年五月二五政令第一八二号) 抄
この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。
附則 (平成一七年七月二九日政令第二六二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。
附則 (平成一八年六月八日政令第二一三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一八年二月八日政令第三七九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
附則 (平成一九年三月三一日政令第一二四号) 抄
(施行期日等)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。
附則 (平成一九年二月一四日政令第三六九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。
附則 (平成二〇年二月二九日政令第四〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、特別会計に關する法律の一部の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。
附則 (平成二〇年七月四日政令第二一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に關する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。
附則 (平成二〇年一〇月三一日政令第三三三号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に關する法律の施行の日(平成二十年十一月四日)から施行する。
附則 (平成二二年二月一一日政令第二八五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年十二月十五日)から施行する。
附則 (平成二二年二月一五政令第一三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。
附則 (平成二二年三月三一日政令第七八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
第三條 第四條、第六條、第九條、第十二條及び第十三條の規定による改正後の次の各号に掲げる政令の規定は、当該各号に定める国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条及び次条において同じ。)について適用し、平成二十一年度以前の年度に

おける事務又は事業の実施により平成二十二年以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
一次に掲げる政令の規定 平成二十二年度の予算に係る国の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び平成二十二年の歳出予算に係る国の負担で平成二十三年度以降の年度に繰り越されるもの
イからニまで 略
ホ 独立行政法人水資源機構法施行令附則第十五條
二次に掲げる政令の規定 平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)
イからハまで 略
ニ 独立行政法人水資源機構法施行令第二十五條第二項
前項に規定する国庫債務負担行為が前条各号に掲げる契約に係るものである場合における同項の規定の適用については、同項中「負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、同項第一号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年に支出すべきものとされた国の負担」及び「負担、平成二十二年以降の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国

による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令によるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。
附則 (平成一六年二月一五政令第三九七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。
附則 (平成一七年二月一八日政令第二四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。
附則 (平成一七年四月一一日政令第一八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一七年五月二五政令第一八二号) 抄
この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。
附則 (平成一七年七月二九日政令第二六二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。
附則 (平成一八年六月八日政令第二一三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一八年二月八日政令第三七九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
附則 (平成一九年三月三一日政令第一二四号) 抄
(施行期日等)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。
附則 (平成一九年二月一四日政令第三六九号) 抄

おける事務又は事業の実施により平成二十二年以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
一次に掲げる政令の規定 平成二十二年度の予算に係る国の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び平成二十二年の歳出予算に係る国の負担で平成二十三年度以降の年度に繰り越されるもの
イからニまで 略
ホ 独立行政法人水資源機構法施行令附則第十五條
二次に掲げる政令の規定 平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)
イからハまで 略
ニ 独立行政法人水資源機構法施行令第二十五條第二項
前項に規定する国庫債務負担行為が前条各号に掲げる契約に係るものである場合における同項の規定の適用については、同項中「負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、同項第一号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年に支出すべきものとされた国の負担」及び「負担、平成二十二年以降の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国

の負担」とあり、同条第二号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、並びに同項第三号中「負担及び平成二十二年以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあるのは、「負担」とする。

第四条 第三条、第五条、第八条、第十条、第十一条及び第十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成二十二年以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成二十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一から五まで 略
六 独立行政法人水資源機構法施行令第二十二條第二項

附則 (平成二十三年五月二日政令第一九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十六年三月二八日政令第九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年三月一八日政令第七号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年一月二六日政令第三九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十八年三月三一日政令第一六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二十八年一月三〇日政令第三六四号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十九年六月一四日政令第一五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十五日)から施行する。ただし、第一条の規定、第二号中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二條までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十九年六月一四日政令第一五八号)

(施行期日) 1 この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

2 第三条の規定による改正前の独立行政法人水資源機構法施行令第三十六條第一項又は第二項の規定による改正前の同令第三十七條第一項の規定に基づきその支払が開始されたものについては、その支払方法を当該年度支払の方法によることとするにつき、この政令の施行の日において第三条の規定による改正後の同令第三十七條において準用する同令第三十一條第四項の認可を受けたものとみなす。

附則 (平成三〇年一月三一日政令第一九号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。

附則 (平成三〇年一月九日政令第三〇八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年十一月十五日)から施行する。

(地方住宅供給公社法施行令等の一部改正に伴う経過措置) 第十四条

2 経過期間における附則第五条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支

援機構法施行令第二十八條第一項第二十五号、附則第六条の規定による改正後の独立行政法人水資源機構法施行令第五十六條第一項第二十四号、附則第七条の規定による改正後の国立大学法人法施行令第二十五條第一項第四十八号、附則第八条の規定による改正後の独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第二條第一項第二十六号、附則第十条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構法施行令第十六條第一項第三十四号、附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人都市再生機構法施行令第三十四條第一項第二十七号及び附則第十二條の規定による改正後の高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令第十六條第一項第二十五号の規定の適用については、これらの規定中「第六條ただし書、第八條第一項並びに第三十九條第三項及び第五項並びに同法第三十五條第一項(同法第三十七條第四項において準用する場合を含む。))において準用する土地収用法第八十四條第三項において準用する同法第八十三條第三項」とあるのは、「第三十九條第三項及び第五項」とする。

附則 (令和元年六月七日政令第二二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年六月一九日政令第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二十五日)から施行する。

附則 (令和元年一月七日政令第一五〇号)

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十一月十六日)から施行する。

附則 (令和二年九月四日政令第二六八号)

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月七日)から施行する。

附則 (令和二年二月二三日政令第三六三号)

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

附則 (令和三年一〇月二九日政令第二九六号)

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

附則 (令和四年八月三一日政令第二八二号)

この政令は、令和四年九月一日から施行する。

附則 (令和四年一〇月二八日政令第三三五号)

この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。

附則 (令和四年二月二三日政令第三九三号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年五月二十六日)から施行する。

附則 (令和五年九月一三日政令第二八〇号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附則 (令和六年三月二九日政令第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年三月二九日政令第一〇三号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年四月一九日政令第一七二号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。